

平成 30 年 9 月

国 税 庁 長 官

藤 井 健 志 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

国税の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、平成 28 年 6 月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、本年（平成 30 年）10 月に予定している、金融機関の振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼働をはじめとして、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

この点、本年 3 月に設置されました「税・公金収納・支払等の効率化に関する勉強会」（注 1）につきましては、貴庁にメンバーとしてご参画いただいたことにつき、あらためて御礼申し上げます。

（注 1）未来投資戦略 2017 に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的（～10 年程度）にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合（事務局：全国銀行協会）。

貴庁におかれては、すでに e-Tax においてペイジー「ダイレクト方式」による国税納付の取扱いを開始されており、本方式は納税者の利便性向上および金融機関の事務効率化に繋がることから、金融界においても、その普及拡大に向けて鋭意努力しているところです。

しかしながら、国税の年間納付件数全体（平成 28 年度実績）について見ると、

金融機関窓口における納付件数の割合が依然として7割を超えているのに対し、ペイジーによる電子納税(ダイレクト方式を含む)はわずか6.6%にとどまっております(注2)。ペイジーによる電子納税をはじめ金融機関窓口以外の納付方法による割合を引き上げていく余地は大いにあるものと考えております。

(注2) 平成29年10月16日開催の政府税制調査会資料(総12-1)をご参照。

つきましては、国税の電子納付の推進等について下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 国税のダイレクト方式の利用促進に向けた措置

ダイレクト方式は、税理士が中小企業等の国税の電子納付を代理で行う際の手続きが容易になるなど電子納付に適したものと考えられる。既に貴庁ではe-Taxの受付時間の延長等の利便性を高める取扱いを実施されているが、更なるダイレクト方式の利用拡大のために、次の措置の検討をお願いしたい。

- ・ 電子申告の利用者や税理士等に対して、本方式の利用申込みの推奨を積極的に進めていただきたい。
- ・ 電子申告とダイレクト方式による電子納付の利用促進のために、納税者や取扱金融機関に対するインセンティブ付与を検討いただきたい。

2. 電子申告・電子納付に関する地方税との連携

ご高承のとおり、地方税については、来年10月を目途に地方税共通納税システムが稼働し、法人住民税をはじめとする申告税に関しては、すべての地方公共団体に対し、ペイジーによる電子納税が行える仕組みが実現する予定となっている。

これにより、納税者にとっては、国税と地方税の双方について、ペイジーによる電子納税が行える環境が整うこととなる。貴庁におかれては、総務省とも連携し、政府広報の活用など、国税・地方税の電子納税の推進を積極的に展開していただきたい。

さらに、納税者の利便性を飛躍的に向上させ、国税の電子申告・電子納付の一層の利用拡大を図るためには、納税者が国税と地方税について同時かつ簡便に電子申告や電子納付を行えることが肝要と考える。

については、貴庁および総務省等の関係省庁における「『行政手続コスト』削減のための基本計画」に掲げられている地方税との電子的提出等の一元化を推進いただくとともに、マイナポータルの公金決済機能を活用した電子納付の一元化についても早期に実現できるよう、連携して検討を進めていただくようお願いしたい。

3．ダイレクト方式および預金口座振替に係る経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料について受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに伴うコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

ついては、ダイレクト方式および預金口座振替に係る手数料に関し、金融機関が国に代わって行っている業務の価値に見合った水準となるよう、早期の適正化をお願いしたい。

以　上